



島根県報

令和7年1月30日（木）

号外第9号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

家畜人工授精に関する講習会の開催

（畜 産 課） 2

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、家畜人工授精師養成講習会規程（昭和62年島根県告示第500号）第3条第2項の規定により公告する。

令和7年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開催場所

(1) 学科及び試験

大田市波根町970-1 島根県立農林大学校

(2) 実習

大田市波根町970-1 島根県立農林大学校

出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター

2 開催期間

令和7年2月3日（月）から同月28日（金）まで

3 受講定員

3名程度

4 講習に係る家畜の種類

牛

5 講習の科目

(1) 学科

関係法規、家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存

(2) 実習

家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖、発情鑑定、精液精子検査法、家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存

6 受講資格

次のいずれかに該当する者（島根県立農林大学校農業科肉用牛専攻2年生及び農業科短期養成コース専攻生に限る。）

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校を卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力を有すると認める者

(2) 家畜保健衛生所長が適当と認めて推薦した者

7 受講手続

(1) 提出書類

家畜人工授精師養成講習会受講願書

(2) 受講手数料

肉用牛専攻2年生は11,960円分、短期養成コース専攻生は12,480円分の島根県収入証紙を受講願書の所定の欄に貼り付けること。

(3) 提出期限

令和7年1月31日（金）

(4) 提出方法

(1)に掲げる書類を、住所地を管轄する家畜保健衛生所に郵送又は持参すること。

8 受講者の決定

書面により願書提出者に通知する。

9 その他

- (1) 受講についての問合せは、農林水産部畜産課（0852-22-5827）又は住所地を管轄する家畜保健衛生所に行うこと。
- (2) 開催場所又は開催期間は、やむを得ない理由が生じた時には、変更する可能性があること。